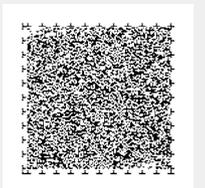
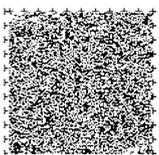


# 第 1 章

## 策定の概要

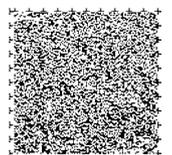




# 第 1 章 策定の概要

## 第1節 策定の趣旨

- 障がいの有無にかかわらず国民が相互に人格と個性を尊重し安心して暮らすことのできる地域社会の実現に寄与することを目的として、平成25年4月、障害者自立支援法に代わる障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(以下、「障害者総合支援法」という。)が施行され、障がい者の定義に難病を追加するなどの改正がされました。
- その後も、障害者総合支援法は、平成26年度に障害者程度区分から障害者支援区分への見直し、平成30年度に就労定着支援や自立生活援助のサービスの追加などを行ったほか、令和4年度には、基幹相談支援センター及び地域生活支援拠点等の整備の努力義務化や新たなサービスとなる就労選択支援の創設などの改正がされる等、定期的に見直しがされております。
- また、令和3年9月には、医療的ケア児及びその家族が個々の医療的ケア児の心身の状況等に応じた適切な支援を受けられ、安心して子どもを産み、育てることができる社会の実現に寄与することを目的に、医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律(以下、「医療的ケア児支援法」という。)が施行されました。
- このように、障害者総合支援法の改正や医療的ケア児支援法の施行をはじめ、関連する法律の改正などにより、障がい者を取り巻く環境は大きく変化しています。さらに、令和2年からの新型コロナウイルス感染症の拡大により、障がい者への継続的な支援体制や医療体制の確保が重要となり、障がい者本人やそのご家族の生活に大きな影響を及ぼしました。
- 区では、住み慣れた地域で誰もがお互いに支え合い、その人らしく安心して暮らし続けることができる「誰もが幸せを実感できる福祉と安心のまち あらかわ」の実現を目指し、平成30年3月に、第4期荒川区障がい者プラン(平成30年度～令和5年度)、並びに第5期荒川区障がい福祉計画及び第1期障がい児福祉計画(平成30年度～令和2年度)の三計画を一体とした荒川区障がい者総合プランを策定しました。さらに、令和3年3月には、第5期荒川区障がい福祉計画及び第2期荒川区障がい児福祉計画(令和3年度～令和5年度)を策定し、障がい者施策を計画的に推進してきました。
- 新たな荒川区障がい者総合プランでは、これまでの施策や成果目標等の達成状況について評価・検証するとともに、国や東京都の動向等も踏まえながら、区における課題や今後の方向性を明確にすることで、障がいの有無に関わらず、安心して生活ができる地域づくりに向け施策の展開や推進を図ってまいります。



## 第2節 策定の体制

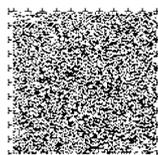
- 障がい者団体や福祉・医療関係団体の代表、学識経験者等の意見を「荒川区障がい者総合プラン」に反映させるために、「荒川区障がい者総合プラン策定委員会」を設置し、内容に関する検討を行いました。

## 第3節 プランの位置付け

- 「荒川区障がい者総合プラン」は、障害者基本法に規定する市町村障害者計画に相当する「荒川区障がい者プラン」、障害者総合支援法に規定する市町村障害福祉計画に相当する「荒川区障がい福祉計画」、児童福祉法に規定する市町村障害児福祉計画に相当する「荒川区障がい児福祉計画」を一体的に策定する計画です。
- 荒川区では、平成30年3月に、「第4期荒川区障がい者プラン(平成30年度～令和5年度)、並びに「第5期荒川区障がい福祉計画(平成30年度～令和2年度)」及び「第1期荒川区障がい児福祉計画(平成30年度～令和2年度)」の三計画を一体とした「荒川区障がい者総合プラン」を策定しています。
- その後、令和3年3月には、「第6期荒川区障がい福祉計画(令和3年度～令和5年度)」及び「第2期荒川区障がい児福祉計画(令和3年度～令和5年度)」の二計画を策定しています。
- このたび、「荒川区障がい者プラン」「荒川区障がい福祉計画」「荒川区障がい児福祉計画」の三計画について、令和5年度をもって計画期間を終えるため、新たな「荒川区障がい者総合プラン」として、令和6年度以降の計画を策定いたします。

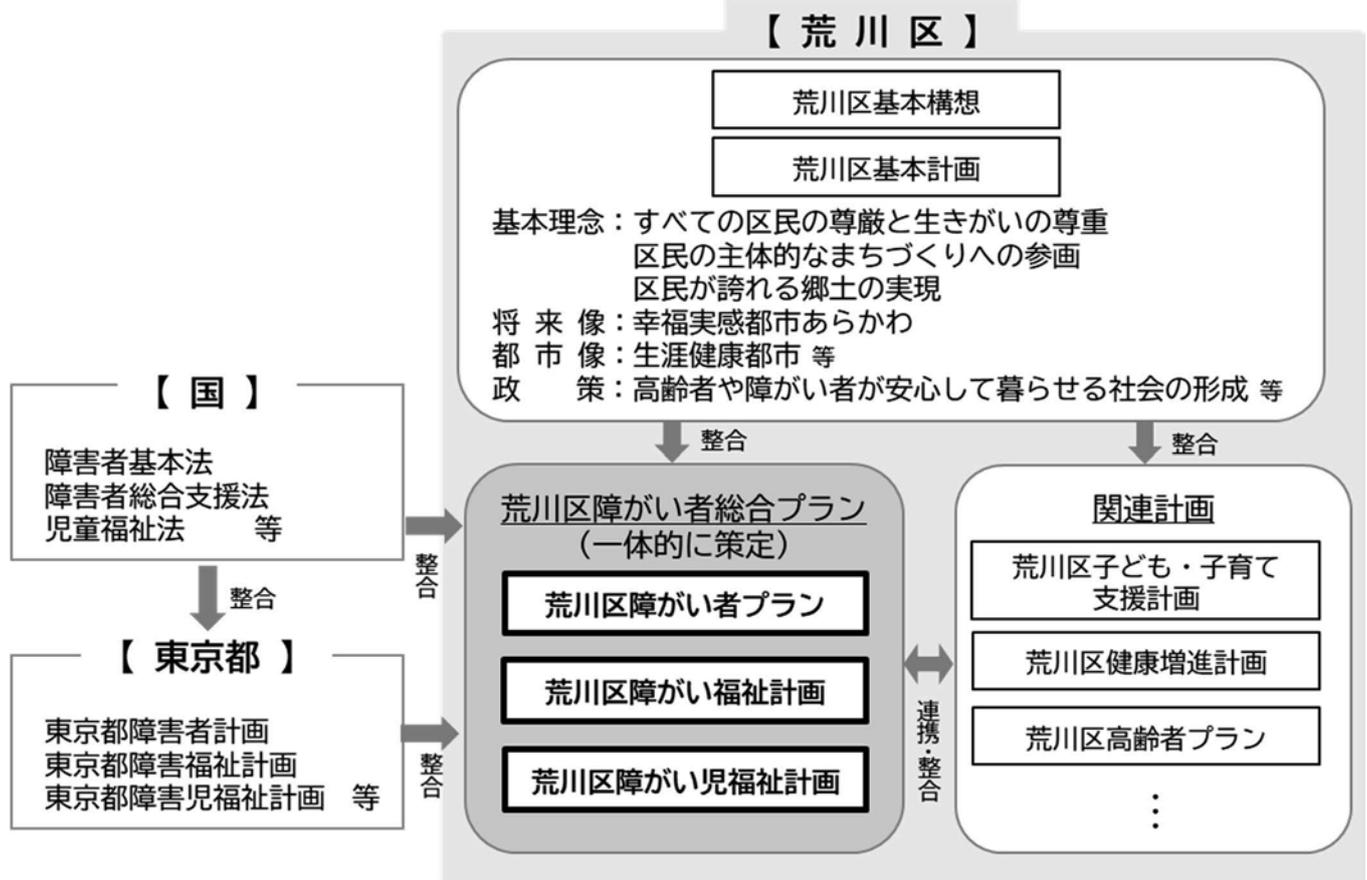
### 【法的な位置付け】

計画名		計画期間	法的な位置付け	内容
荒川区障がい者総合プラン	荒川区障がい者プラン (第1～4章)	6年間	障害者基本法 第11条に基づく 「市町村障害者計画」	障がい者施策を総合的かつ計画的に推進するための基本的考えと今後の方向性を定める計画
	荒川区障がい福祉計画 (第5章)	3年間	障害者総合支援法 第88条に基づく 「市町村障害福祉計画」	障害福祉サービス等の提供体制の確保に係る目標に関する事項や必要な見込量などを定める計画
	荒川区障がい児福祉計画 (第5章)	3年間	児童福祉法 第33条の20に基づく 「市町村障害児福祉計画」	障害児通所支援等の提供体制の確保に係る目標に関する事項や必要な見込量などを定める計画



- 区では、区の将来像として「幸福実感都市あらかわ」を掲げ、その実現を目指すため「荒川区基本計画」を策定し、施策を実施しています。荒川区障がい者総合プランは、「荒川区基本計画」を上位計画とし、国や東京都の基本方針を踏まえ、荒川区子ども・子育て支援計画、荒川区健康増進計画、荒川区高齢者プラン等の関係する計画との連携及び整合性を保ちながら、区の将来像である「幸福実感都市あらかわ」を実現するため、障がい者施策を総合的かつ計画的に推進する計画です。

## 【関連計画等との位置付け】

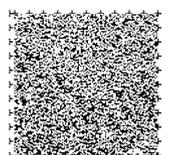


## 第4節 対象

- 障害者基本法及び障害者総合支援法の定義に基づき、身体障がい、知的障がい、精神障がい(発達障がいを含む)、難病、高次脳機能障がい、その他心身の機能の障がいにより、継続的に日常生活や社会生活に相当な制限を受ける状態にある方(18歳未満の子どもを含む)、並びに児童福祉法に基づく障害児入所・通所支援等を利用している子ども、並びに医療的ケア児支援法の定義に基づき、恒常的に医療的ケアを受けることが不可欠である方(18歳以上の方を含む)等を対象とします。

## 第5節 期間

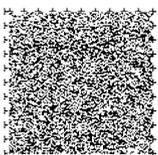
- 荒川区障がい者総合プランに含まれる第5期荒川区障がい者プランの計画期間は、令和6年度を初年度とし、令和11年度までの6年間です。



- また、第7期荒川区障がい者福祉計画及び第3期荒川区障がい児福祉計画の計画期間は、令和6年度を初年度とし、令和8年度までの3年間です。

【計画期間】

年度	障がい者プラン	障がい福祉計画	障がい児福祉計画	障がい者福祉制度の変遷
平成12年度	第1期 荒川区 障害者プラン			
13年度				
14年度				
15年度				支援費制度の開始
16年度				
17年度				
18年度	荒川区障がい者プラン (第2期荒川区障がい者プラン) (第1期荒川区障がい福祉計画)			「障害者自立支援法」施行
19年度				
20年度				
21年度		第2期荒川区 障がい福祉計画		
22年度				
23年度				「障害者基本法」改正
24年度	荒川区障がい者プラン (第3期荒川区障がい者プラン) (第3期荒川区障がい福祉計画)			「障害者自立支援法」「児童福祉法」(一部改正)の施行 「障害者虐待防止法」施行
25年度				「障害者自立支援法」から「障害者総合支援法」へ改正・施行 「障害者優先調達法」施行
26年度				
27年度			第4期荒川区 障がい福祉計画	
28年度				「障害者差別解消法」施行
29年度				
30年度	荒川区障がい者総合プラン (第4期荒川区障がい者プラン) (第5期荒川区障がい福祉計画) (第1期荒川区障がい児福祉計画)			「障害者総合支援法」「児童福祉法」(一部改正)の施行
令和元年度				
2年度				
3年度		第6期荒川区障がい福祉計画 第2期荒川区障がい児福祉計画		「医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律」施行
4年度				
5年度				
6年度	荒川区障がい者総合プラン (第5期荒川区障がい者プラン) (第7期荒川区障がい福祉計画) (第3期荒川区障がい児福祉計画)			
7年度				
8年度				
9年度				
10年度				
11年度				



## 第6節 プランの推進に向けて

### (1) 推進に向けて

- 障がいの有無に関わらず、安心して暮らすことのできる地域社会の実現を目指していくため、区における障がい者施策の目標や方針を定めた「荒川区障がい者総合プラン」を着実に推進していくことが必要になります。

### (2) 区民・地域関係団体等との連携

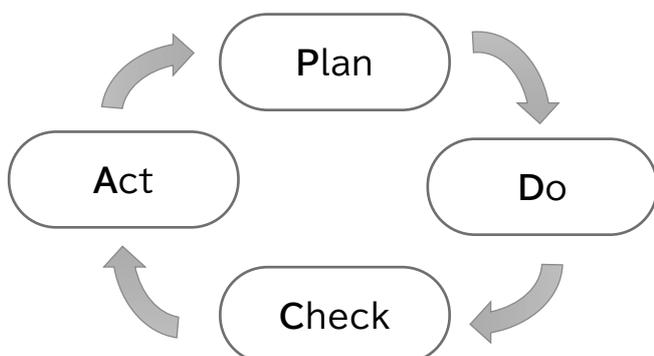
- 本プランを着実に推進していくため、地域の関係機関から構成される「自立支援協議会」を活用し、本プランの施策等における進捗状況等を定期的に報告するとともに、その進捗状況の管理を行い、地域の関係機関との連携を図っていきます。また、医療的ケア児等支援協議会も活用し、区の医療的ケア児等支援事業の進捗や課題の抽出並びに解決に向けた検討を行うなど、医療的ケア児等に関わる関係機関との連携を図っていきます。
- また、本プランに掲げる施策は、保健、福祉を始め、保育・教育、まちづくり、防災など、様々な分野にわたっています。本プランを推進していくため、区の関係部署との連携を十分に図り、計画的に事業の実施に取り組んでいきます。

### (3) 国及び東京都との連携

- 多くの障がい者施策は、障害者総合支援法等を始め、国や東京都の制度を活用して、実施しています。障がい者施策の充実を図るため、国や東京都と連携をしつつ、制度における課題や区単独で解決できない広域的な課題等については、国や東京都に必要な働きかけを行っていきます。

### (4) PDCA サイクル

- 本プランに掲げる施策、成果目標や活動指標などの目標の達成に向け、上記に記載した自立支援協議会などを活用し、進捗状況を管理するとともに、実施状況の点検、評価を行い、課題等がある場合は随時対応を行っていきます。



Plan	プランの策定
Do	プランの実行
Check	プランの点検・評価
Act	プランの改善

